

第13回 定時株主総会 招集ご通知

NLINKS

開催
日時

2023年5月29日（月曜日）
午前10時

開催
場所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京
8階「ラプソディ」

決議
事項

第1号議案
定款の一部変更の件
第2号議案
取締役7名選任の件

※株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株式会社エヌリンクス

証券コード：6578

証券コード：6578

2023年5月11日

(電子提供措置の開始日2023年5月2日)

株 主 各 位

東京都豊島区南池袋2丁目32番4号

株式会社エヌリンクス

代表取締役社長 栗林憲介

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.n-links.co.jp/investors/meeting>

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の安全を最優先に考えた総会といたしたく存じます。つきましては、株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご考慮の上、本総会へのご来場を検討いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月26日（金曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月29日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号 ホテルベルクラシック東京
8階「ラプソディ」

3. 目的事項 報告事項

1. 第13期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款の一部変更の件

第2号議案

取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、ご送付している書面には、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・計算書類の個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社及び東証の各ウェブサイトにもその旨及び修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、入場をお控えいただくことがございます。
 - ◎本総会においては、新型コロナウイルス感染防止措置を講じておりますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 商号の変更

①変更の理由

当社グループは、創業時より、放送受信料の契約収納代行業務を主とした営業代行業務を事業運営の中心としておりましたが、目まぐるしく変化する社会環境の中で、新時代に挑戦し、更なる成長を遂げるため、営業代行業務を中心とした事業運営から、新たにセールスプロモーション事業及びメディア事業を中心とした事業運営にシフトしており、それに併せて、新事業年度より、新時代に向けたブランド力及び競争力の獲得並びに更なる企業価値の向上を目指し、商号を「株式会社エヌリンクス」から「株式会社コレック」に変更するものがあります。なお、新商号である「株式会社コレック」(ロゴやデザイン表記は「CORREC」となる予定でございます。)は、「正しさ」や「正確さ」を意味する「Correctness」を由来とし、冒頭の「C」を、温度を表す「℃」に変え、正しさ、正確さの中に温もりを感じる企業を目指すという意味を込めております。

②新商号(英文表記)

株式会社コレック(英文: CORREC Co., Ltd.)

③変更予定日

2024年3月18日

以上の商号変更を行うべく、現行定款第1条(商号)を変更するものであります。なお、この変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 事業目的の変更

当社事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加及び修正するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社エヌリンクスと称し、英文では、 <u>NLINKS Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社コレックと称し、英文では、 <u>CORREC Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。 1. ～ 2. (条文省略) 3. 太陽光発電・その他関連商材の販売 4. ～ 6. (条文省略) 7. アプリケーションソフトの開発・運営及び開発・運営受託に関する事業 8. ～ 24. (条文省略)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～ 2. (現行どおり) 3. 太陽光発電・その他関連商材の販売・設置及びその請負等の業務 4. ～ 6. (現行どおり) 7. ハードウェアを含むアプリケーションソフトの開発・運営・保守及び開発・運営・保守受託に関する事業 8. ～ 24. (現行どおり)
(新設)	<u>25. 生命保険募集に関する業務</u>
<u>25.</u> (条文省略)	<u>26.</u> (現行どおり)
第3条～第45条 (条文省略)	第3条～第45条 (現行どおり)
(新設)	(附則) 第46条 定款第1条(商号)の変更は、 <u>2024年3月18日より効力を発生し、その効力発生日をもって本条は削除する。</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名 (日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
1	くり ばやし けん すけ 栗 林 憲 介 (1983年8月27日生) 「再 任」	2008年 4月 株式会社レーサム入社 2009年 1月 クルーガーグループ株式会社入社 2010年 3月 当社代表取締役社長（現任） 2018年 10月 ドワーフワークス株式会社取締役	1,587,000株
2	くり ばやし けい すけ 栗 林 圭 介 (1983年8月27日生) 「再 任」	2008年 4月 株式会社サイバード入社 2010年 3月 当社取締役副社長兼管理本部長（現任） 2018年 10月 ドワーフワークス株式会社取締役 2019年 12月 株式会社C-c l a m p 代表取締役社長 2020年 12月 同社取締役（現任）	1,047,000株
3	はな い だい ち 花 井 大 地 (1986年3月4日生) 「再 任」	2008年 4月 株式会社セレブリックス入社 2009年 3月 株式会社ビートレード入社 2011年 9月 当社入社 2012年 4月 当社専務取締役兼経営企画室長（現任） 2018年 10月 ドワーフワークス株式会社取締役	156,000株
4	いけ もと だい すけ 池 本 大 介 (1994年3月7日生) 「再 任」	2016年 4月 当社入社 2017年 3月 当社新横浜支店 支店長 2018年 12月 当社越谷支店 支店長 2019年 3月 当社執行役員 2019年 9月 当社営業統括本部副本部長 2020年 5月 当社取締役（現任） 2020年 7月 当社営業統括本部長（現任） 2020年 12月 株式会社C-c l a m p 代表取締役社長 （現任）	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
5	木村 昂作 (1987年1月6日生)	2009年 4月 株式会社セブリティクス 入社 2009年 10月 株式会社グッドプレイス 入社 2010年 2月 株式会社ビートレードパートナーズ 入社 2011年 11月 当社入社 2013年 9月 当社マーケティング統括本部 部長（現任） 2016年 9月 当社執行役員（現任）	一株
6	星野 裕幸 (1959年12月10日生) 「再任」	1982年 4月 株式会社日広入社 1982年 9月 株式会社千趣会入社 2009年 3月 同社取締役 2016年 1月 同社代表取締役社長 2018年 11月 同社顧問 2019年 4月 株式会社Polaris代表取締役社長 （現任） 2019年 5月 当社社外取締役（現任）	一株
7	柴田 幸夫 (1968年7月24日生) 「再任」	1992年 10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2002年 5月 UBS証券株式会社入社 2005年 4月 株式会社ロケーションバリュー取締役 2007年 8月 オプトエナジー株式会社取締役 2010年 6月 ジン・パートナーズ株式会社代表取締役社長 （現任） 2018年 5月 当社社外取締役 2018年 5月 株式会社ALINKインターネット社外監査役 2019年 2月 当社社外取締役（現任） 2020年 5月 当社社外取締役（現任）	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 木村昂作氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 当社は、星野裕幸氏及び柴田幸夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に基づく最低責任限度額としており、星野裕幸氏及び柴田幸夫氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 星野裕幸氏及び柴田幸夫氏は、社外取締役候補者であります。
5. 星野裕幸氏を社外取締役候補者とした理由は、東証1部上場企業に長年勤務し代表取締役社長まで務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスのより一層の強化に寄与していただくためであります。星野裕幸氏には、経営者としての豊富な経験と見識を活かして、当社の経営を監視、監督することを期待しております。
6. 柴田幸夫氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、公認会計士として多様な実務経験を有することに加えて、長年にわたり事業・経営コンサルティング会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に関する助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスのより一層の強化に寄与していただくためであります。柴田幸夫氏には、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の経営を監視、監督することを期待しております。
7. 星野裕幸氏及び柴田幸夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの在任期間は、本総会終結の時をもって星野裕幸氏が4年間、柴田幸夫氏が3年間となります。
8. 当社は、星野裕幸氏及び柴田幸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、更新時には、同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年3月1日～2023年2月28日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、各種経済施策の効果やワクチン接種が進むこと等により回復が期待されたものの、ウクライナ情勢の影響による資源価格の高騰や円安の進行、物価高による個人消費の低迷が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、主力事業である日本放送協会（以下「NHK」といいます。）からの放送受信料の契約・収納代行業務（以下「NHK業務」といいます。）に続く、安定的な収益基盤の確保と事業の拡大・多様化に取り組み、販売業務のアウトソーシング受託業務及び太陽光発電・その他関連商材の販売を目的とした新規セールスプロモーション事業及びメディア事業の拡大に努めてまいりました。

当連結会計年度の売上高につきましては、セールスプロモーション事業の拡大に努め、また、メディア事業も好調に推移した一方、NHK業務の縮小により4,118,306千円と前期と比べ706,336千円（14.6%減）の減収となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に人件費関連費用として、給料及び手当を1,726,978千円（前期比29.4%減）、賞与及び賞与引当金繰入額を196,264千円（同18.1%増）、法定福利費を272,071千円（同32.4%減）計上したこと等から、販売費及び一般管理費の合計は3,582,269千円（同25.9%減）となり、この結果、営業利益は269,175千円（前期は営業損失172,731千円）となりました。

営業外収益につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、前期発生していた雇用調整助成金の計上がなくなったことにより6,362千円（前期比94.6%減）となり、営業外費用につきましては5,115千円（同10.9%増）となりました。この結果、経常利益は270,422千円（前期は経常損失60,413千円）となりました。

また、のれんに係る減損損失29,386千円を特別損失に計上したことにより、税金等調整前当期純利益は241,036千円（前期は税金等調整前当期純損失110,413千円）となり、法人税等合計を39,279千円（前期比84.9%減）計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は201,756千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失371,053千円）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
セールスプロモーション事業	2,301,921 千円
メディア事業	1,760,911
アプリ開発・運営事業	40,337

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループの主要な事業の1つは、セールスプロモーション事業であり、当該事業における最大の取引先は日本放送協会（以下、「NHK」といいます。）であります。

当社グループは、創業時よりNHKから受託する放送受信料の契約収納代行業務（以下、「NHK業務」といいます。）を事業運営の中心としておりました。このような状況の中、2022年1月13日付けの当社のIRニュース「2022年1月12日の一部報道について」にてお知らせしましたとおり、NHKが「戸別訪問をして受信料の契約をする外部業者への委託契約を2023年9月までに全廃する方針を明らかにした」との報道がございました。当社は、未だNHKから本報道に関する通知等は受けていない状況ですが、本報道以降、新規入札案件が出ていないこと、また、既存の契約において、契約満了時に従来行われていた契約の延長が行われていないことから、報道どおり2023年9月にてNHK業務の委託契約が全廃となり、当社主要事業であるセールスプロモーション事業の売上高が短期間のうちに大幅に減少することは概ね確実であると考えております。

以上により、当社グループは当連結会計年度において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

しかしながら、当社グループは、以前よりNHK1社に対する依存度が高い状況にあることはリスクと捉え、早急に対処すべき課題であると認識し、以下の対応を行っております。

・セールスプロモーション事業～NHK業務以外の業務の強化

当社グループは、2022年1月12日の報道以前よりセールスプロモーション事業において積極的に新規取引先様の開拓および取扱い商材の多角化を進めるとともに、デジタルメディアとミックスさせた営業手法等を行うことにより、NHK業務以外の業務を拡大し、NHK1社への依存度の軽減に努めております。

・メディア事業～事業規模の拡大

当社グループのもう1つの主要な事業であるメディア事業におきましても、当社の強みであるSEOの知見を活かした新規メディアサイトの展開、法人向けストックビジネスの拡大を行うとともに、M&Aの積極推進や成長分野への投資を行うことにより、事業規模を拡大し、NHK1社への依存度の軽減に努めております。

このような取組みにより、NHK1社に対する売上高依存度は大幅に軽減される見込みであり、NHK業務が終了しても問題のない新たな収益基盤が確立されつつあります。ま

た、利益面におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、2020年2月期以降、3期連続で営業損失を計上しておりました。しかし、事業戦略に沿った人的資本の最適化をはじめとする費用面の見直しや経営資源の選択と集中を行ったことにより、2023年2月期では営業利益269,175千円、親会社株主に帰属する当期純利益201,756千円となりました。そのため、当面は事業活動の継続性に懸念はなく、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

② 内部管理体制の強化

当社の内部管理体制は、企業規模に応じたものとなっております。今後は、特定の人員に過度に依存しないよう、経営・執行体制を整備し、全般的経営リスクの軽減に努めるとともに、内部管理体制も強化・充実させていく予定であります。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社の今後の更なる成長において、優秀な人材を適時に採用することは極めて重要であると判断しております。優秀な人材を採用していくために、外部エージェントを有効活用する等企業としての採用競争力を強化しており、また、従業員が高いモチベーションをもって働ける環境や人事制度の整備及び運用を進めております。

④ 情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育及びコンプライアンス研修の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑤ セールスプロモーション事業の平均勤続年数の向上

セールスプロモーション事業の平均勤続年数は、当社のメディア事業及び管理部門社員と比べて短い傾向にあります。

当社では、努力が公平に反映され、モチベーションアップとなるよう社歴・経験・年齢に関係なく、多角的な社内基準により昇給・昇格・業績給が得られる評価制度を採用しておりますが、平均勤続年数の向上に向けて、各種研修の充実、職場環境の更なる改善、福利厚生の実施に努めてまいります。

⑥ 営業力の強化

当社の主力事業のひとつであるセールスプロモーション事業においては、安定して収益を確保するために、社員一人ひとりの営業力の強化が重要であります。

具体的には、教育研修制度を充実させ、当社独自の営業ツールやマニュアル等の整備を行い、また、サポート部門を充実させ、営業に集中できる環境を構築し、一層の営業力の強化を図ってまいります。

⑦ 事業領域の拡大

強固な経営基盤の確立と持続的な成長を可能とする多極的な事業構造を構築するため、以下のとおり事業領域の拡大を推進してまいります。

・セールスプロモーション事業における事業提携の検討

創業以来培ってきたBtoC営業、訪問営業のノウハウを活かし、既存の営業代行以外に今後はメーカー等との事業提携も検討してまいります。

・メディア事業における他業種への進出

メディア事業では、ゲーム、不動産、マッチング、ライフライン、人材に加えて、今期新たにWeb3、インフルエンサー等の業種に事業を展開してまいりました。今後も事業領域を拡大するため、他業種のメディアに積極的に展開してまいります。

・積極的なM&Aの実施

今までは、主にメディアサイトを中心にM&Aを実施してまいりましたが、それに加え、今後は事業領域を拡大すべく、顧客基盤や独自サービスを持つ事業会社等も視野に入れ、積極的なM&Aの実施を行ってまいります。

⑧ 役職員へのコンプライアンス教育の徹底

当社グループでは、過去に当社従業員による不正行為、不祥事が発生し、当社グループの信用が損なわれることとなりました。そのようなことから、当社グループは、法令遵守（コンプライアンス）の観点より留意すべき事項の全社的な周知徹底・啓蒙活動に加えて、代表取締役を含む取締役が従業員に対し月1回のコンプライアンス研修を実施し、一層のコンプライアンスに対する意識徹底に努めるとともに、業務フロー及び業務管理体制の見直し（従業員の業務相互監視、業務フローの管理システムによる定期的確認や請求書類のダブルチェック等の相互牽制・統制が機能する体制の構築を含みます。）を行うなど、再発防止及び業務改善に鋭意取り組んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2020年2月期)	第11期 (2021年2月期)	第12期 (2022年2月期)	第13期 当連結会計年度 (2023年2月期)
売 上 高	4,776,812 千円	4,047,363 千円	4,824,642 千円	4,118,306 千円
経常利益又は経常損失 (△)	△161,422 千円	515,595 千円	△60,413 千円	270,422 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△)	△182,552 千円	108,739 千円	△371,053 千円	201,756 千円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	△25.58 円	15.17 円	△51.11 円	27.63 円
総 資 産	1,852,391 千円	2,541,943 千円	1,926,213 千円	1,817,099 千円
純 資 産	1,191,502 千円	1,270,332 千円	876,695 千円	1,010,375 千円

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2020年2月期)	第11期 (2021年2月期)	第12期 (2022年2月期)	第13期 当事業年度 (2023年2月期)
売 上 高	4,772,604 千円	3,979,381 千円	4,513,552 千円	3,609,967 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	△21,525 千円	982,553 千円	695,590 千円	401,074 千円
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△192,726 千円	107,954 千円	△463,073 千円	164,379 千円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期 純 損 失 (△)	△27.01 円	15.06 円	△63.78 円	22.51 円
総 資 産	1,837,587 千円	2,449,419 千円	1,712,723 千円	1,647,314 千円
純 資 産	1,192,287 千円	1,270,332 千円	784,674 千円	921,423 千円

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社C-clamp	10百万円	100.0%	セールスプロモーション事業 他の事業者に係る販売業務のアウトソーシング受託業務 太陽光発電・その他関連商材の販売
株式会社サンジュウナド (株式会社37℃)	10百万円	100.0%	マッチングアプリの企画・開発・運営
株式会社メルセンヌ	3百万円	100.0%	メディア運営

(注) ゲームアプリの開発・運営を目的に運営しておりましたドワーフワークス株式会社は、ゲームアプリの配信を停止し、また、今後もゲームアプリの開発等は予定していないことから経営資源最適化の観点から、2022年10月13日に解散することを決議し、2022年12月15日付で清算・終了いたしました。

(7) 主要な事業内容

事業	業務内容
セールスプロモーション事業	放送受信料の契約・収納代行業務、ライフライン関連サービス、太陽光関連商材の販売事業、その他の営業代行業務
メディア事業	ポータルサイト「Roach」、ゲーム攻略サイト「アルテマ」、マッチングアプリ情報サイト「マッチングアプリPLUS」及び「マッチライフ」等の運営
アプリ開発・運営事業	マッチングアプリ「ペアフル」の運営、スマホゲームアプリの開発及びお家探しのウェブサイト「イエプラ」

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都豊島区
池 袋 支 店	東京都豊島区
ダ イ レ ク ト マ ー ケ テ ィ ン グ 部	東京都豊島区
大 阪 支 店	大阪府大阪市北区
梅 田 支 店	大阪府大阪市北区
千 住 支 店	東京都足立区
神 奈 川 東 支 店	神奈川県横浜市青葉区
神 戸 支 店	兵庫県神戸市中央区
家 A G E N T 池 袋 本 店	東京都豊島区
家 A G E N T 大 阪 店	大阪府大阪市北区
家 A G E N T 名 古 屋 店	愛知県名古屋市中村区

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社C-clamp本社	東京都豊島区
株式会社C-clamp福岡支店	福岡県福岡市中央区
株式会社サンジュウナド (株式会社37℃)	東京都豊島区
株式会社メルセンヌ	東京都豊島区

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
341名	257名減	30歳6ヵ月	4年7ヵ月

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）147名は含まれておりません。
2. NHK業務の縮小に伴うセールスプロモーション事業の組織再編及びスマートフォン向けゲームアプリの配信終了に伴うアプリ開発・運営事業の人員削減により減少しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社りそな銀行	100百万円
株式会社武蔵野銀行	100百万円
株式会社千葉銀行	16百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年2月28日現在)

(1) 発行可能株式総数 24,000,000株

(2) 発行済株式の総数 7,302,960株

(3) 株主数 1,781名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
栗 林 憲 介	1,587,000 株	21.73 %
株 式 会 社 K K イ ン ベ ス ト メ ン ト	1,200,000	16.43
栗 林 圭 介	1,047,000	14.34
株 式 会 社 ケ イ ア ン ド ケ イ	600,000	8.22
近 藤 雅 介	311,800	4.27
前 川 英 人	203,340	2.78
株 式 会 社 W i z	187,900	2.57
鹿 内 一 勝	180,000	2.46
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	169,900	2.33
花 井 大 地	156,000	2.14

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2017年1月18日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき840円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ 新株予約権の行使期間 2019年1月19日から2027年1月18日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外役員を除く）	8,510個	普通株式 51,060株	2名

(注) 2018年3月3日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合での株式分割、及び2019年3月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合での株式分割を行っております。これにより「新株予約権の行使価額」、「目的となる株式の種類及び数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2022年3月10日開催の取締役会決議による役員に対する有償新株予約権

- ① 新株予約権の数 1,566個（新株予約権1個につき100株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 156,600株
- ③ 新株予約権の払込金額 1個につき250円
- ④ 新株予約権の行使価額 1個につき19,000円
- ⑤ 新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとし、新株予約権者の主体的な放棄や退職により当該行使義務を回避することはできないものとする。
 - ② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の行使期間 2022年3月29日から2032年3月28日まで
- ⑦ 当社役員に交付した新株予約権

	新株予約権の数	交付者数
当社役員	1,566個	10人

2022年3月10日開催の取締役会決議による従業員に対する無償新株予約権

- ① 新株予約権の数 235個（新株予約権1個につき100株）
- ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 23,500株
- ③ 新株予約権の払込金額 払込を要しない。
- ④ 新株予約権の行使価額 1個につき19,000円
- ⑤ 新株予約権の行使条件
 - ① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。
 - ② その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の行使期間 2024年3月11日から2032年3月10日まで
- ⑦ 当社従業員役員に交付した新株予約権

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員	235個	5人

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年2月28日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
栗林憲介	代表取締役社長	
栗林圭介	取締役副社長	管理本部長 株式会社C-clamp取締役
花井大地	専務取締役	経営企画室長
鹿内一勝	取締役	マーケティング統括本部長 株式会社サンジュウナド代表取締役社長 株式会社メルセンヌ代表取締役社長
池本大介	取締役	営業統括本部長 株式会社C-clamp代表取締役社長
星野裕幸	取締役	株式会社Polaris代表取締役社長
柴田幸夫	取締役	ジン・パートナーズ株式会社代表取締役社長 株式会社ALiNKインターネット社外取締役
濱野隆	常勤監査役	株式会社高純度物質研究所非常勤監査役
武藤浩司	監査役	株式会社ironowa代表取締役社長
大濱正裕	監査役	弁護士 レイズ・コンサルティング合同会社代表社員 弁護士法人レイズ・コンサルティング法律事務所代表社員 ファーストアカウンティング株式会社監査役 株式会社情報戦略テクノロジー監査役

- (注) 1. 取締役星野裕幸氏及び柴田幸夫氏は社外取締役であります。また、同2名は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
2. 監査役濱野隆氏、武藤浩司氏及び大濱正裕氏の3名は社外監査役であります。また、同3名は株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
3. 監査役武藤浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起されたその職務の遂行に起因する損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合や犯罪行為を行った場合には、補填の対象にならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	96,750千円 (9,600千円)	— (—)	— (—)	96,750千円 (9,600千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	15,600千円 (15,600千円)	— (—)	— (—)	15,600千円 (15,600千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。
2. 2014年5月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬総額を年500,000千円以内、監査役の報酬総額を年100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であり、監査役の員数は1名であります。

- ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- a. 基本方針
当社の取締役の報酬は、当社の企業理念を実践し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上が図れる優秀な人材を取締役として登用できる報酬体系とする。なお、現状においては、事業ポートフォリオを構築しながら、安定した経営を行い、持続的な成長を図れる環境を構築する基盤を整備する段階であるという観点を重視して固定報酬のみとしているが、昨今のコーポレート・ガバナンスに関する議論より、業績向上に対するインセンティブという観点から業績連動報酬等の導入を今後の検討事項とする。
- b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された限度額の範囲内において、個々の取締役の役位、職責、貢献度、在任年数、当社グループの業績、従業員の給与水準や社会情勢などの内外環境を総合的に判断して各事業年度ごとに決定するものとする。
- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項
個人別の報酬額等の決定方法については、報酬額に関する基本方針(前記a参照)及び基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。前記b参照)に基づき、当社取締役会において、報酬方針及び運用における客観性を確保するために社外取締役の意見・助言を踏まえた審議を十分に行った上で、具体的な報酬額を決定するものとする。
- ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の原案につき、社外取締役との事前協議及び取締役会での審議において、決定方針との整合性を含めた総合的な検討を行い、決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	星 野 裕 幸	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、経営者としての豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・合理性を確保するための助言・提言を適宜行っており、かつ独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
社外取締役	柴 田 幸 夫	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回出席し、経営者としての豊富な知識・見地から、当社の経営戦略、ガバナンス等に関して適宜発言を行っており、かつ独立した客観的立場から経営陣の監督に務めております。
社外監査役	濱 野 隆	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、13回中13回出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
社外監査役	武 藤 浩 司	当事業年度開催の取締役会には、14回中13回、また、監査役会には、13回中12回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜、当社の経営・ガバナンスの向上に資する有益な発言を行っております。
社外監査役	大 濱 正 裕	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、13回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営・ガバナンス向上に資する有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任パートナーズ総合監査法人

(注) 有限責任パートナーズ総合監査法人は、監査法人の種類の変更により2022年12月1日付でパートナーズSG監査法人が名称変更したものです。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額

30,980千円

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,980千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会が有限責任パートナーズ総合監査法人の報酬等について同意した理由は、監査契約の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適正であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、内部統制システム構築に関し次のとおり決議しております。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 - b. 取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - c. 基本行動理念を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
 - d. 取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
 - e. 「内部通報制度規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - f. 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - g. 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 - h. 使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
 - a. 情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
 - b. 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- a. リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理本部がリスク管理の主管部門として、「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき、全てのリスクを総合的に管理する。
 - b. 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。
- ④ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- a. 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
 - b. 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
- ⑤ 当社の監査役への報告に関する体制
- a. 重要会議への出席
監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b. 取締役の報告義務
 - < 1 > 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
 - < 2 > 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
 - ・業績及び業績見通しの内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部通報制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・上記に掲げるもののほか、監査役が求める事項

c. 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、当社子会社の取締役、監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者も、当社の監査役に直接報告をすることができる。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反の事実

d. 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

監査役へ報告をした者に対して、監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑥ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 代表取締役社長、会計監査人等と監査役の連携

代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

b. 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

c. 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記（1）の内部統制システムの概要に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ・当社は法令遵守のため「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設置し、取締役及び従業員の職務執行における法令遵守の体制を整備しております。
- ・取締役は、公正かつ適切な経営の実現のため、倫理規範・行動基準を設定し自ら率先垂範の上、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底しております。

- ・コンプライアンス・リスクマネジメント規程を定め、これを役職員に周知するとともに、定期研修の開催により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・当社は「内部監査室」を設置して、従業員の職務執行を監査し、定期的に取り締役会に報告しております。
- ・当事業年度において取締役会は14回開催され、取締役（社外取締役2名）及び監査役（社外監査役3名）の出席のもとで、十分な審議時間を確保し活発な議論を行った上で、報告及び議案の決議が行われております。なお、社外役員の出席状況等については、「4 会社役員に関する事項（5）社外役員に関する事項③当事業年度における主な活動状況」をご参照ください。
- ・当社は内部通報システムを導入し、これを役職員に周知し、業務遂行上のリスクの早期発見及び適切な対応に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。しかしながら、当事業年度の年間配当金につきましては、当事業年度及び翌事業年度の業績を鑑み、誠に遺憾ではありますが無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大・合理化、投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新規事業投資のために有効活用していきたいと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,611,997	流 動 負 債	806,723
現 金 及 び 預 金	1,048,553	短 期 借 入 金	316,668
商 品	2,071	買 掛 金	19,479
営 業 未 収 入 金	361,343	契 約 負 債	28,871
前 払 費 用	43,627	返 金 負 債	46,769
未 収 消 費 税 等	28,087	未 払 費 用	343,611
未 収 還 付 法 人 税 等	115,863	未 払 法 人 税 等	12,243
そ の 他	12,449	未 払 消 費 税 等	2,663
固 定 資 産	205,102	そ の 他	36,417
有 形 固 定 資 産	14,676	負 債 合 計	806,723
建 物 附 属 設 備	8,154	(純 資 産 の 部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	6,521	株 主 資 本	1,009,080
無 形 固 定 資 産	55,030	資 本 金	326,090
の れ ん	54,517	資 本 剰 余 金	316,090
ソ フ ト ウ ェ ア	512	利 益 剰 余 金	366,899
投 資 其 他 の 資 産	135,395	新 株 予 約 権	1,295
投 資 有 価 証 券	730		
出 資 金	30		
長 期 前 払 費 用	1,186		
繰 延 税 金 資 産	49,843		
敷 金 及 び 保 証 金	83,605	純 資 産 合 計	1,010,375
資 産 合 計	1,817,099	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,817,099

連結損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		4,118,306
売 上 原 価			266,862
売 上 総 利 益			3,851,444
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			3,582,269
営 業 外 収 益			269,175
受 取 利 息		11	
助 成 金 収 入		3,270	
雑 収 入		3,081	6,362
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		2,685	
支 払 手 数 料		2,090	
雑 損 失		339	5,115
経 常 利 益			270,422
特 別 損 失			
減 損 損 失		29,386	29,386
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			241,036
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		20,511	
法 人 税 等 調 整 額		18,768	39,279
当 期 純 利 益			201,756
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			201,756

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	326,090	316,090	234,514	876,695	—	876,695
会計方針の変更による累積的影響額			△69,371	△69,371		△69,371
会計方針の変更を反映した当期首残高	326,090	316,090	165,142	807,323	—	807,323
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			201,756	201,756		201,756
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,295	1,295
当期変動額合計			201,756	201,756	1,295	203,052
当期末残高	326,090	316,090	366,899	1,009,080	1,295	1,010,375

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社C-clamp、株式会社サンジュウナド、株式会社メルセンヌ

連結範囲の変更

会社清算により1社減少：ドワーフワークス株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……個別法による原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6～10年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

セールスプロモーション事業

セールスプロモーション事業のうち、顧客（取引先企業）の販売支援については、顧客から対価として受領した金額を収益として認識しております。主要な支援内容としては、顧客への消費者の紹介と顧客の契約代行に大別され、支援内容に応じて、契約が異なり、履行義務の要件が異なることから、契約内容に応じて収益を認識しております。

顧客（取引先企業）との契約が、当社グループから顧客（取引先企業）への消費者の紹介については、消費者を顧客に紹介する義務を負っており、消費者を紹介した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足後に顧客と、当社グループが紹介した消費者との商談が成立しなかった場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客（取引先企業）に返金する場合がありますため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

顧客（取引先企業）との契約が、顧客の契約代行である場合については、顧客が販売する商材に関する契約代行の義務を負っており、顧客と消費者が契約を締結した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足後に顧客と消費者との間の契約が解除された場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客に返金する場合がありますため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

太陽光パネルの販売については、当社グループが太陽光パネルの販売及び設置についての義務を負っており、顧客(施主)が指定する場所に太陽工パネルの設置工事を完了し引き渡した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

メディア事業

メディア事業は、不動産関連業とメディアサイトの運営業に大別されます。また、不動産関連業は、主に顧客（賃貸物件管理会社）が管理する賃貸物件の仲介業と、顧客（不動産賃貸の仲介業者）への消費者（借主）の紹介業であり、対価として受領した金額を収益として認識しております。

顧客（賃貸物件管理会社）が管理する賃貸物件の仲介業については、当社は顧客（賃貸物件管理会社及び借主）間の賃貸借契約の仲介を行う義務を負っており、顧客間の賃貸借契約が締結された時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

顧客（不動産賃貸の仲介業者）への消費者（借主）の紹介業については、当社から顧客への消費者を紹介する義務を負っており、当該消費者が顧客を訪問した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

メディアサイトの運営業については、当社グループが運営するメディアサイトを通じ、主として消費者に顧客（広告主）の商品・サービスの購入につなげる、または、消費者に顧客サイトへの登録につなげる義務を負っており、顧客の商品・サービスの購入時点、または、顧客サイトへの登録時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

アプリ開発・運営事業

アプリ開発・運営事業は、顧客（アプリ会員）からの有料プランへの加入と、アプリ内通貨の購入（課金）に大別され、対価として受領した金額を収益として認識しております。

有料プランについては、契約期間にわたって顧客にアプリサービスを提供する義務を負っており、有料プランの契約期間に応じて充足されるため、当該期間にわたり収益を計上しております。

アプリ内通貨の購入（課金）については、顧客にアプリ内の有料コンテンツの使用につなげる義務を負っており、消費者が有料コンテンツを使用した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は下記のとおりです。

(1) 変動対価に係る収益認識

当社グループが運営するセールスプロモーション事業にて、収益の認識後に取引先に対して返金が発生する取引のうち、従来は、返金の確定時に売上高から控除しておりましたが、収益認識会計基準の適用に伴い、取引時に対価の変動部分の額を見積り、収益を認識した時点で取引価格から減額し、返金負債を計上する方法に変更いたしました。

(2) 賃貸不動産の仲介業に係る収益認識

当社グループが運営するメディア事業における賃貸不動産の仲介業務にて発生する仲介手数料の収益の認識について、従来は、賃貸借契約に係る借主による支払いが完了した時点で収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準の適用に伴い、貸主と借主との間で締結される賃貸借契約書の締結日をもって収益を認識する方法に変更いたしました。

(3) アプリ内有料コンテンツへの課金収入に係る収益認識

当社グループが運営するアプリ開発・運営事業における有料コンテンツ収入について、従来は、ユーザーがゲーム内の有料コンテンツを購入した時点で収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準の適用に伴い、有料コンテンツを使用した時点で収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は29,849千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は11,810千円それぞれ増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は69,371千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に計上していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

表示方法の変更に関する注記

(商品の表示方法の変更)

商品の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、その他(前事業年度12,569千円)に含めて表示してまいりましたが、当事業年度より商品(当事業年度2,071千円)として表示しております。

(未払金の表示方法の変更)

未払金の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、未払金(前事業年度12,178千円)として表示してまいりましたが、金額的重要性が乏しいため、当事業年度よりその他(当事業年度36,417千円)に含めて表示しております。

(預り金の表示方法の変更)

預り金の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、預り金(前事業年度20,627千円)として表示してまいりましたが、金額的重要性が乏しいため、当事業年度よりその他(当事業年度36,417千円)に含めて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、株式会社メルセンヌに係るのれん54,517千円を計上しております。

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業及び被取得事業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業及び被取得事業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんの金額は、被取得企業及び被取得事業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フロー等の仮定に基づいて、回収可能性を判断した上で計上しております。

これらの仮定について、将来の経済環境の変化等により、実績値が事業計画から大きく乖離した場合に、のれんの減損損失を計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

49,843千円

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の金額は、過去の業績及び翌連結会計年度以降の事業計画を基礎として見積もった将来の課税所得に基づいて、回収可能性を判断した上で計上しております。

これらの仮定について、税制改正や経営環境の変化により、課税所得の見積りが大きく変動した場合に、繰延税金資産を取崩す可能性があります。

追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性の判断及びのれんの評価にかかる会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社グループの業績への影響は現時点では限定的であり、当連結会計年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 38,135千円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	—千円

連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都豊島区	—	のれん	29,386千円

当社グループは、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業別の管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

減損損失の認識に至った経緯として、営業活動から生じる損益がマイナスである資産グループについて、投資額の回収が見込めなくなったため減損損失を計上しております。

なお、回収可能性は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	7,302,960	—	—	7,302,960

2. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の数

普通株式 257,260株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要資金については概ね自己資金で賄うことを原則とし、その他多額の資金を要する投資等に関しては、主に銀行等金融機関からの借入により調達する方針であります。

敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的取引先の財務状況等を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注)を参照ください)。また、現金及び預金、営業未収入金、未収消費税等、未収還付法人税等、短期借入金、買掛金、未払費用、未払消費税等及び未払法人税等については、現金、または、短期間で決済される項目であり時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	83,605	83,447	△158
資産計	83,605	83,447	△158

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額730千円)は、市場価格のない株式等であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	83,447	—	83,447

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	セールスプロモーション事業	メディア事業	アプリ開発・運営事業	計		
営業代行手数料	1,966,805	—	—	1,966,805	—	1,966,805
商品売上高	325,626	—	—	325,626	—	325,626
不動産仲介手数料	—	632,877	—	632,877	—	632,877
広告収入	—	1,070,077	—	1,070,077	—	1,070,077
ユーザーからの課金による収入	—	—	40,337	40,337	—	40,337
その他	9,489	57,955	—	67,445	15,136	82,581
顧客との契約から生じる収益	2,301,921	1,760,911	40,337	4,103,170	15,136	4,118,306
その他の収益	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	2,301,921	1,760,911	40,337	4,103,170	15,136	4,118,306

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3.会計方針に関する事項 (4) 収益の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

契約負債（期首残高） 40,624千円

契約負債（期末残高） 28,871千円

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分された取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	138円17銭
1株当たり当期純利益	27円63銭

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,333,665	流 動 負 債	725,891
現金及び預金	830,323	短期借入金	316,668
営業未収入金	303,575	未払金	19,135
前払費用	42,366	未払費用	307,492
未収消費税等	27,262	契約負債	28,120
未収還付法人税等	115,863	返金負債	37,403
その他の	14,273	預り金	17,072
固 定 資 産	313,648	負 債 合 計	725,891
有 形 固 定 資 産	14,676	(純 資 産 の 部)	
建物附属設備	8,154	株 主 資 本	920,127
工具、器具及び備品	6,521	資 本 金	326,090
無 形 固 定 資 産	512	資 本 剰 余 金	316,090
ソフトウェア	512	資 本 準 備 金	316,090
投資その他の資産	298,460	利 益 剰 余 金	277,946
投資有価証券	730	その他利益剰余金	277,946
関係会社株式	89,950	繰越利益剰余金	277,946
出資金	30	新株予約権	1,295
関係会社長期貸付金	910,000		
長期前払費用	970		
繰延税金資産	48,358		
敷金及び保証金	80,558		
貸倒引当金	△832,137	純 資 産 合 計	921,423
資 産 合 計	1,647,314	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,647,314

損益計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,609,967
売上総利益	3,609,967
販売費及び一般管理費	3,257,681
営業利益	352,285
営業外収益	
受取利息	6,097
受取手数料	42,180
雑収入	4,665
営業外費用	
支払利息	2,011
支払手数料	1,473
雑損失	670
経常利益	401,074
特別損失	
関係会社清算損	155,679
関係会社貸倒引当金繰入	27,266
減損	29,386
税引前当期純利益	188,742
法人税、住民税及び事業税	4,109
法人税等調整額	20,253
当期純利益	164,379

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	326,090	316,090	316,090	142,494	142,494	784,674	—	784,674
会計方針の変更 による累積的 影響額				△28,926	△28,926	△28,926		△28,926
会計方針の変更 を反映した 当期首残高	326,090	316,090	316,090	113,567	113,567	755,748	—	755,748
当期変動額								
当期純利益				164,379	164,379	164,379		164,379
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							1,295	1,295
当期変動額合計	—	—	—	164,379	164,379	164,379	1,295	165,674
当期末残高	326,090	316,090	316,090	277,946	277,946	920,127	1,295	921,423

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産…定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	6～10年
--------	-------

工具、器具及び備品	4～10年
-----------	-------

(2)無形固定資産…定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

また、のれんの償却については、その効果の発現する期間を見積り、5年で均等償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

セールスプロモーション事業

セールスプロモーション事業のうち、顧客（取引先企業）の販売支援については、顧客から対価として受領した金額を収益として認識しております。主要な支援内容としては、顧客への消費者の紹介と顧客の契約代行に大別され、支援内容に応じて、契約が異なり、履行義務の要件が異なることから、契約内容に応じて収益を認識しております。

顧客（取引先企業）との契約が、当社から顧客（取引先企業）への消費者の紹介については、消費者を顧客に紹介する義務を負っており、消費者を紹介した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足後に顧客と、当社が紹介した消費者との商談が成立しなかった場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客（取引先企業）に返金する場合があるため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

顧客（取引先企業）との契約が、顧客の契約代行である場合については、顧客が販売する商材に関する契約代行の義務を負っており、顧客と消費者が契約を締結した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、履行義務の充足後に顧客と消費者との間の契約が解除された場合、顧客から受け取った対価の一部あるいは全部を顧客に返金する場合があるため、受け取った対価の額のうち返金が見込まれる額について、収益から控除し返金負債として計上しております。

メディア事業

メディア事業は、不動産関連業とメディアサイトの運営業に大別されます。また、不動産関連業は、主に顧客（賃貸物件管理会社）が管理する賃貸物件の仲介業と、顧客（不動産賃貸の仲介業者）への消費者（借主）の紹介業であり、対価として受領した金額を収益として認識しております。

顧客（賃貸物件管理会社）が管理する賃貸物件の仲介業については、当社は顧客（賃貸物件管理会社及び借主）間の賃貸借契約の仲介を行う義務を負っており、顧客間の賃貸借契約が締結された時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

顧客（不動産賃貸の仲介業者）への消費者（借主）の紹介業については、当社から顧客への消費者を紹介する義務を負っており、当該消費者が顧客を訪問した時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

メディアサイトの運営業については、当社が運営するメディアサイトを通じ、主として消費者に顧客（広告主）の商品・サービスの購入につなげる、または、消費者に顧客サイトへの登録につなげる義務を負っており、顧客の商品・サービスの購入時点、または、顧客サイトへの登録時点で履行義務は充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は下記のとおりです。

（1）変動対価に係る収益認識

当社が運営するセールスプロモーション事業にて、収益の認識後に取引先に対して返金が発生する取引のうち、従来は、返金の確定時に売上高から控除しておりましたが、収益認識会計基準の適用に伴い、取引時に対価の変動部分の額を見積り、収益を認識した時点で取引価格から減額し、返金負債を計上する方法に変更いたしました。

（2）賃貸不動産の仲介業に係る収益認識

当社が運営するメディア事業における賃貸不動産の仲介業務にて発生する仲介手数料の収益の認識について、従来は、賃貸借契約に係る借主による支払いが完了した時点で収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準の適用に伴い、貸主と借主との間で締結される賃貸借契約書の締結日をもって収益を認識する方法に変更いたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は56,150千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は17,623千円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は28,926千円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に計上していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当該会計基準の適用が計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 関係会社長期貸付金の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社長期貸付金： 910,000千円

関係会社長期貸付金に係る貸倒引当金： 832,137千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社長期貸付金の評価は、当該会社の財政状態、過去の経営成績及び将来の事業計画の実現可能性を考慮し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

これらの仮定について、経営環境の変化等により、実績値が事業計画から大きく乖離した場合に、貸倒引当金を追加で計上する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

48,358千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定)

当社では、繰延税金資産の回収可能性の判断及びのれんの評価にかかる会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社の業績への影響は現時点では限定的であり、当事業年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 38,135千円

2. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000	千円
借入実行残高	200,000	千円
差引額	—	千円

3. 関係会社に対する金銭債権は、次のとおりであります。

未収入金	1,823	千円
関係会社長期貸付金	910,000	千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	640	千円
出向者の人件費の受取	133,362	千円
営業取引以外の取引による取引高	48,260	千円

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都豊島区	—	のれん	29,386千円

当社は、減損損失を認識するにあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業別の管理会計上の区分に従って資産のグルーピングを行っております。

減損損失の認識に至った経緯として、営業活動から生じる損益がマイナスである資産グループについて、投資額の回収が見込めなくなったため減損損失を計上しております。

なお、回収可能性は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、零として評価しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	986	千円
未払事業所税	1,466	〃
未払社会保険料	2,634	〃
減価償却費超過額	4,119	〃
資産除去債務	8,209	〃
減損損失	2,023	〃
資産調整勘定	11,023	〃
投資有価証券	2,838	〃
関係会社株式	12,501	〃
関係会社株式評価損	6,124	〃
貸倒引当金	254,800	〃
税務上の繰越欠損金	159,882	〃
その他	2,937	〃
繰延税金資産小計	469,547	千円
評価性引当額	△292,632	千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△127,471	〃
繰延税金資産合計	49,443	千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	△1,085	千円
繰延税金負債合計	△1,085	千円
繰延税金資産（負債）の純額	48,358	千円

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業上 の関係				
子会社	ドワーフワークス株式会社 (注6)	-	ゲームの開発・運営	-	-	経営管理	経営指導料の受取(注3)	2,194	その他流動資産	-
							受取利息	1,520	その他流動資産	-
							出向者人件費の受取(注4)	39,791	その他流動資産	-
子会社	株式会社C-clamp	10,000	営業代行事業	所有100	兼任2名	経営管理	資金の貸付(注1、2)	60,000	関係会社長期貸付金	310,000
							経営指導料の受取(注3)	14,022	その他流動資産	63
							営業支援料の受取(注3)	5,591	その他流動資産	-
							受取利息	1,089	その他流動資産	-
							紹介料の受取(注5)	640	営業未収入金	-
							出向者人件費の受取(注4)	93,570	その他流動資産	-
子会社	株式会社サンジュウナナド	10,000	スマホアプリの開発・運営	所有100	兼任1名	経営管理	資金の貸付(注1、2)	-	関係会社長期貸付金	600,000
							経営指導料の受取(注3)	547	その他流動資産	-
							受取利息	3,480	その他流動資産	-
子会社	株式会社メルセンヌ	3,000	メディア事業	所有100	兼任1名	経営管理	経営指導料の受取(注3)	615	その他流動資産	-
							営業支援料の受取(注3)	19,200	その他流動資産	1,760

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております(関係

会社長期貸付金を除く)。

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 上記関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において貸倒引当金832,137千円を計上しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 経営指導料及び営業支援料の受取については、人件費相当額を勘案し、各社との協議の上決定しております。
4. 出向者人件費の受取については、実額を収受しております。
5. 紹介料の受取については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
6. ドワーフワークス株式会社については、当事業年度中に清算・終了し、関係会社清算損155,679千円を計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「(重要な会計方針) 5. 収益の計上基準」に記載の通りです。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	125円99銭
1 株当たり当期純利益	22円51銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社エヌリンクス
取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人
東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋篤史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木努

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌリンクスの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌリンクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社エヌリンクス
取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人 東京都中央区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 篤史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 努

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌリンクスの2022年3月1日から2023年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任パートナーズ総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任パートナーズ総合監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月28日

株式会社エヌリンクス 監査役会

常勤社外監査役 濱 野 隆 ㊟

社外監査役 武 藤 浩 司 ㊟

社外監査役 大 濱 正 裕 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

■会場

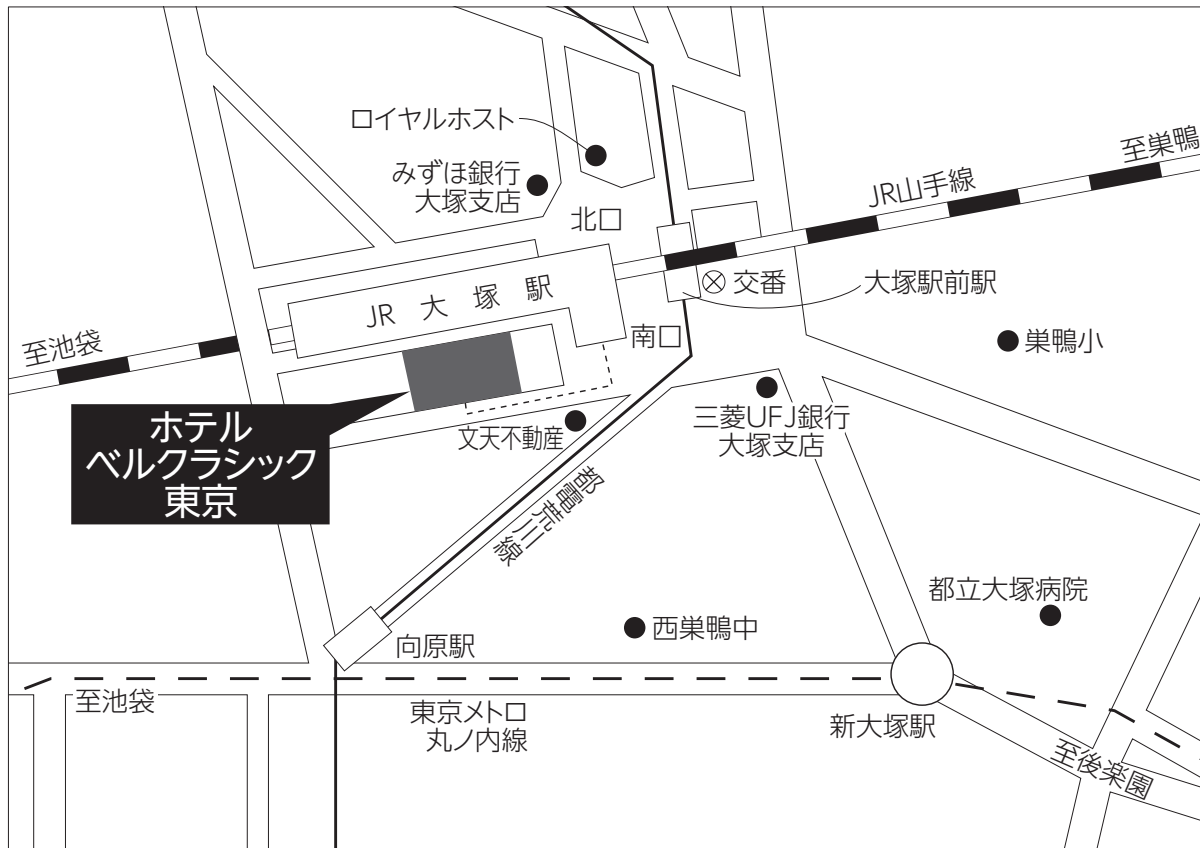
東京都豊島区南大塚三丁目33番6号

ホテルベルクラシック東京 8階「ラブソディ」

■会場までの交通

- ① JR山手線 **大塚駅 南口**より 徒歩約2分
- ② 都電荒川線 **大塚駅前駅**より 徒歩約2分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線 **新大塚駅**より徒歩約7分

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。



※株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。